

覚えておきたい6つの「協働原則」

(1) 対等の原則

市民活動団体と行政が対等な立場に立つ

「もう一つの公共活動の担い手」であることを認め、上下ではなく横の関係にあることを互いに認識することが重要です。

(2) 公開の原則

協働にあたり市民活動団体と行政の関係を公開する

両者の基本的な事項に関する情報が公開され市民に共有されるとともに、一定の要件を満たせば誰もが協働関係に参入できるなどの仕組みを整備することが必要です。

(3) 自主性尊重の基本

市民活動の自主性尊重を基本におく

市民活動の長所を生かすには、市民活動団体が独立し、自立して事業を展開できることが必要です。また、こうした草の根から生まれた市民活動の目線に立って支援・協働策を進めていくことが必要です。

(4) 相互理解と相乗効果の原則

相互の特性を理解し、相乗効果を生み出す

行政と市民活動相互の特性を十分認識し尊重し、また協働事業の目標やスケジュールを共有して、事業を進める以上の効果を生み出すよう努めることが必要です。

(5) 市民活動優先の原則

市民が創造した公共サービスは、行政より優先させる

市民活動団体が活躍する公共的活動分野では、行政が進出することで「官業による民業圧迫」などの事態に陥らないよう、配慮が必要です。

(6) 「安上がり」策の配慮

協働が質的な低下を伴う「安上がり」策とならない配慮をする

必要な経費負担がなされないままに責任だけが委譲された場合、かえって公共活動の安定的な提供ができないということもありえるため、「安上がり」策とならない配慮が必要です。

茨木市 市民文化部 市民協働推進課 市民活動係
TEL:072-620-1604(内線:2314)/FAX:072-620-1715
平成 28 年3月発行

「市民協働」で みんな当事者！

～市民活動は、とても身近でとても自由～

「協働」とは何でしょう？なぜ「協働」なのでしょう？

市民から沸々と湧き出てくる力で、新たな公共サービスを大きく広げてもらう、そのために手を取り合うこと、それが「協働」なのです。

この概要版は、NPOや協働のポイントについて、大まかにイメージを持ってもらうためのものです。協働を始める前に、ちょっと読んでみませんか？

目次

- その **1** NPOってどんな団体？
- その **2** 市民活動は、ここが違う！
- その **3** 「協働」で変わること
- その **4** 4つの協働ポイント
- その **5** 目指すところは…

詳しい内容は
次ページへ!!



その1

NPOってどんな団体？



図のとおり、広い範囲で民間の非営利組織を捉えると、労働組合や同好会もNPOと言えます。
 しかし、現在、全国で進められている「NPOとの協働」では、NPO法人及びボランティア団体に
 地縁団体と公益的な活動をする一般社団・財団法人を含めた赤枠の部分

その2

市民活動は、ここが違う！

- ◆ テーマや対象を「自由に選べる」～何をするか、どうやってするかはお好みで～
- ◆ “自発”の取り組みゆえの「機動性」～「ほっとかれへん」から駆けつける～
- ◆ それぞれの個性を活かすがゆえの「多彩さ」～多様化・個性化の時代に必須～
- ◆ 個々に応じることができるから「温かい」～不公平さが、かえって強みに～

その3

「協働」で変わる事

- ◆ 地域活動、市民活動の多彩で温かな特性を活かされ、地域力をUPできる！
- ◆ 「住民自治」「市民自治」的な問題解決への風土作りを進められる！



その4

4つの協働ポイント

① 「協働のメニュー」による違いを知ろう

協働には、「政策企画立案への参画」、「共催」、「事業協力」、「委託」、「補助金」など様々な形態があります。どのような協働形態が最も効果的かを検討しましょう。

② NPOの強みは「専門性」

ゼネラリスト化が進む公務員に対して、テーマを選べるNPOは、そもそもスペシャリスト。蓄積された経験や専門的知識、ネットワークなどを活かして、サービスの質の向上を目指しましょう。

③ 公務員も積極的に市民活動に参加しよう

「2～3年で異動だから…」と、その場の仕事をそつなくこなすことが第一になっていませんか？
 「これがしたい！」という思いを持って、積極的に市民活動に参加してみましょう。

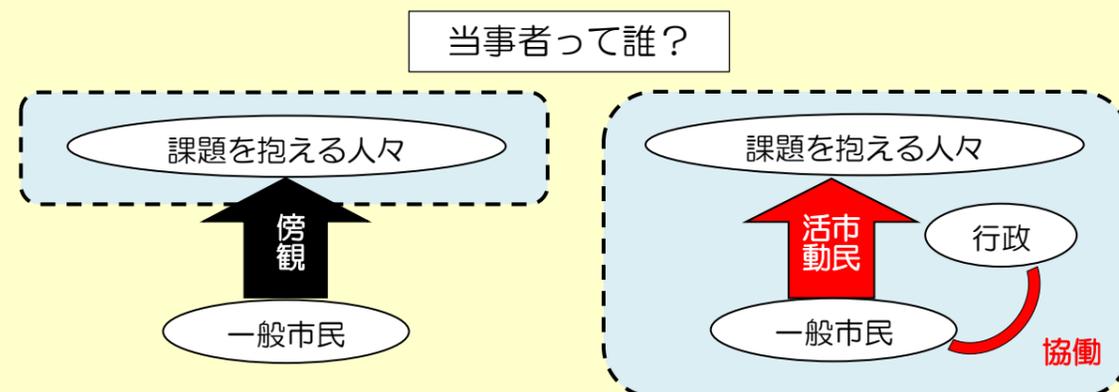
④ 対等な協働の鍵は「夢」と「共感」

自発性を励ますものは、自発性しかありません。協働で実現したい状況を「夢」として共有し、これにNPOや行政が共感することで、対等で豊かな協働関係が生まれます。

その5

目指すところは…

“市民が「当事者」としての意識を高め、「居場所」と「出番」を見つけ出し、
 それにより、人々の「絆」をつむぎだす社会”
 (2010年「新しい公共宣言」より)



- ◆ 課題を抱える人々 = 存在として「当事者である」人
- ◆ 一般市民 = 行為(市民活動)により「当事者になる」人